

「凡 例」

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（食鳥検査法）によると食鳥検査（同法第 15 条）は「生体検査」、「脱羽後検査」、「内臓摘出後検査」からなり、検査に合格しなかった「食鳥」、「食鳥とたい」、「食鳥中抜きとたい」、「食鳥肉等」は、食鳥処理業者の責任で消毒、廃棄又は食用に供することができない措置等（同法第 19 条、施行規則第 33 条）がとられることになっている。

また、「脱羽後検査」及び「内臓摘出後検査」は厚生労働省令（法第 15 条第 5 項、施行規則第 26 条）で定める要件に適合すれば「同時検査」を受けることが可能であり、更に「脱羽後検査」及び「内臓摘出後検査」は厚生労働省令（法第 15 条第 7 項、施行規則第 28 条）に定める方法により検査を簡略化することができることとされている。

なお、食鳥検査は都道府県知事が実施（法第 15 条第 1 項）するものであるが、あらかじめ厚生労働省が指定する指定検査機関に委任（法第 21 条）することができることとなっている。

岩手県内の食鳥処理場は、全て施行規則第 26 条及び施行規則第 28 条の要件に適合した食鳥処理場であり、当該食鳥検査は法第 21 条第 1 項に基づき、指定検査機関である一般社団法人岩手県獣医師会に委任されている。

即ち、本県における食鳥検査は、一般社団法人岩手県獣医師会食鳥検査センターの検査員による生体検査を経たのち、脱羽後検査並びに内臓摘出後検査の同時検査については、検査員の監督を受けた食鳥処理衛生管理者が施行規則第 28 条第 1 項、第 2 項に基づき別表第 7 に適合するか否かの確認を行うことにより、検査の方法を簡略化するとともに、最終的に検査員が施行規則第 33 条に係る別表第 9 及び別表第 10 に掲げる疾病又は異常の有無を判断している。

今回、検査員が行った調査研究等の新たな知見を取り入れるとともに、食鳥検査の実態に即した文章表現や写真を見直したことに伴い、それに関連した改正項目を下記に示すこととした。

なお、別表第 9 及び別表第 10 に係る「疾病又は異常」の判断は、あくまで個々の検査員に委ねられたものであり、「食鳥検査手引=カラーアトラス=」はその参考となるように作成されたものである。

記

1. タイトルの変更

本書の内容は、検査員が別表第 9 及び別表第 10 に掲げる疾病又は異常を有すると判断するための一助となるよう作成されたものであり、タイトルはその目的を踏まえ、「食鳥検査手引=カラーアトラス=」に変更した。

2. 疾病又は異常の判定

廃棄等の措置について、別表第9に掲げる疾病又は異常を有すると判定されたものは全部廃棄、別表第10に掲げるものを有すると判定されたものは部分廃棄とされている。判定欄を「廃棄等の根拠」に改め、その根拠を別表第9及び別表第10に掲げる疾病（異常）とした。表記中、（別表第9又は別表第10）に係るいずれかの扱いは、病変の状況に応じた検査員の判断に委ねるものとした。

3. 別表第9及び別表第10に係る「異常」の発現や範囲の程度

別表第9及び別表第10の文言にある（全身性のもの）、（高度のもの）、（著しいもの）のそれぞれの「異常」の発現や範囲の程度を数値化することについて、現状では、説明責任を果たすことができない理由から記載を控えることとした。

4. 疾病又は異常の主な変更内容

1) 大腸菌症

大腸菌症のうち、皮下織炎の呼称は蜂窩織炎（鶏病用語 2010. 鶏病研究会編）に改めた。内股部にみられる隆起状の結節病変のように被囊化膿瘍と捉えられる限局性の病変すなわち慢性化した局所的な病変は、発症期の病変とは判断できないため、大腸菌症に含めないこととした。また、新たに腹膜炎を伴った卵管炎は、大腸菌症に区分した。

2) ブドウ球菌症

前指針の写真に類似した病変は、細菌学的検査の結果、本症と判定できなかった。他に、急性且つ多発性の発症期と判断できる病変が見当たらないことから、「ブドウ球菌症」を本書から除外した。

3) 出血

目視所見から判断して、腓腹腱断裂は「出血」に区分した。

4) 臓器の異常な形等

異常部位は臓器に限定されているため、該当する病変写真はなく、本書から除外した。

5) 黄疸

鶏の場合、とたいや肝臓の色調から「黄疸」の判定は難しく、該当する病変写真が得られなかったため本書から除外した。

6) 外傷

別表第9に該当する病変のみを掲載した。

7) 奇形

単脚や3本脚等の奇形は、別表第9及び別表第10に含まれない病変のため、便宜的に「その他」の項目として扱うことにした。

8) あひるの真菌症

あひるの膿毒症に区分していた疾病が真菌症と判明したため、新たに「あひるの真菌症」の項目を追加した。

5. 検査ラインで確認できない病変

解体工程でみつかる深胸筋変性や筋胃びらん等の病変について、別項目に記載した。